

平成31年3月6日

草津市議会議長
奥村 次一 様

市民派クラブ
会 長 奥村 恭弘

草津市議会 市民派クラブの平成30年度政務活動費実施研修（会派研修）の結果について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1 期 間 平成31年2月4日（月） ～ 平成31年2月6日（水）

2 視察先および調査事項

(1) 2月4日（月） 14時00分～16時00分

東京都多摩市：東京都多摩市役所

・「公契約条例について」

(2) 2月5日（火） 14時00分～16時00分

神奈川県大和市：文化創造拠点施設シリウス

・「文化創造拠点施設シリウスについて」

(3) 2月6日（水） 10時00分～12時00分

東京都立川市：東京都立川市役所

・「議会 ICT の取り組みについて」

3 参加者 奥村恭弘・宇野房子・土肥浩資・八木良人

4 報告書・資料 別紙のとおり

草津市議会市民派クラブ行政視察報告

草津市議会市民派クラブ

(文責 奥村 恭弘)

□視察先 東京都多摩市役所

□視察内容 公契約条例について

□視察日時 平成31年2月4日(月) 14:00～16:00

□視察先担当者 総務部 総務契約課 課長 鈴木 恭智 さま、契約係 櫻田 芳恵 さま
多摩市議会事務局 次長 池田 みかほ さま



□視察目的

- ・草津市議会では、平成22年12月定例会において「公契約基本法」の制定を求める意見書が採択された。その後「公契約条例」の策定について定例会代表質問にて議論されるものの、制定には至っていない状況である。
- ・当市執行部からの説明では、国が公契約に関する法律を整備することが不可欠であり、対象業務や金額の範囲、実効性がどう担保されるか等の課題もあることから、国の動きを注視しながら、他の自治体の動向について調査研究していきたいとの答弁があったとことである。
- ・多摩市におかれては、いち早く「公契約条例」を策定・施行されており、策定・施行に至った経緯等について学ばせていただき、草津市における条例策定の参考にすべく視察を行った。

□視察項目

1. 「公契約条例」策定に向けての協議が始まった経緯について

- ・平成22年21日、現阿部裕行市長が選挙公約のひとつとして「公契約条例の制定」を掲げて初当選したのが始まりである。

2. 国が「公契約基本法」を制定していない状況の中で「公契約条例」が策定された経緯について

- ・選挙公約を掲げた市長が当選し、多摩市役所が動いたことと、三方両得（労働者、事業者、市民・住民）になるとの強い思いで策定に向けて動いた。
- ・平成22年10月に「多摩公契約制度調査検討委員会」を設置したこと、労働問題に明るい弁護士の古川先生に就任頂き、議論が進み制定繋がった。

3. 「公契約条例」の策定について議論された内容（論点）について

- ▶**公約を掲げ、阿部裕行市長が当選** 平成22年4月
 - ・労働者は生活の安定。
 - ・事業者は適正な競争による経営の安定。
 - ・市民は安全かつ良質なサービスの享受。
 - ・併せて。「公共サービス基本条例」を制定することにより、公共サービスの質を向上させることを目指していくことで、官製ワーキングプアのない、豊かな地域づくりを実現させる。
- ▶**多摩市公契約制度調査検討委員会の設置** 平成22年10月
 - ・構成委員 副市長ほか部長6名 計7名
 - ・補助組織 検討部会の設置（課長7名+職員組合2名）計9名
 - ・設置期間 平成22年10月～平成23年8月（4回開催）
 - ・検討内容 先進市視察（野田市、川崎市）
先進市の条例や賃金等を研究し、公契約条例の素案を作成。
- ▶**事業者アンケートの実施による意見聴取** 平成23年6月30日～7月15日
123事業者へ送付、85件回答
- ▶**多摩市公契約制度に関する審査委員会の設置** 平成23年8月
 - ・構成委員 弁護士1名、労働団体代表2名、事業者代表2名 計5名
 - ・設置期間 平成23年8月～平成23年10月（5回開催：会議は公開）
 - ・検討事項 公契約制度の条例案に関すること。
公契約制度の条例の施行について重要事項に関すること。
その他市長が必要と認める事項。
- ▶**公契約条例制定に向けたパブリックコメントの実施** 平成23年9月
 - ・基本的な考え方の提示（審査委員会で検討）
 - ① 公契約条例とは ②対象となる公契約とは ③対象となる公契約の範囲とは ④公契約の適用労働者の範囲 ⑤公契約の最低賃金 ⑥受注者連帯責任 ⑦台帳の整理 ⑧是正措置
 - ・実施期間 平成23年9月20日～10月11日
 - ・意見提出 16人 52項目
- ▶**議会審議事項等**
 - ・平成23年9月議会 総務常任委員会に進捗状況説明
 - ・10月事業者懇談会 多摩市建設協力会参加者30名
 - ・平成23年11月議会 総務常任委員会との公契約条例検討会
 - ・平成23年12月議会 公契約条例上程 12月21日全会一致で可決
 - ・平成23年12月22日条例施行
ただし、第3条から第8条までの規定は平成24年4月1日適用

▶多摩市公契約審議会 平成24年1月

- ・構成委員 弁護士1名、労働団体代表2名、事業者代表2名 計5名
- ・設置期間 平成24年1月～（任期は2年）
- ・検討事項 労務報酬下限額等諮問。
公契約条例に係る重要事項。

4. 平成24年4月1日に施行された「公契約条例」実績について

- ・公契約条例によって是正するために必要な措置を講ずることを命じられた受注者・受注関係者はこれまでない。市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等で当該契約を解除し、公表されたこともない。よって、受注者に対して損害賠償または違約金の支払いを命じたこともない。

5. 「公契約条例」の課題について

- ・労務台帳の改善 …事務負担軽減策等
- ・労務報酬下限額の考え方 …工事の労務報酬下限額は前年度の公共工事設計労務単価である。
- ・公契約条例の適用労働者の範囲 …60歳以上対象外だが適用とするか。高齢者の就労等への影響の可能性。
- ・落札率と労務報酬下限額の設定 …工事の場合、落札率90%以上ないと公契約条例の順守は厳しいとの意見あり。最低制限価格（7/10、9/10の範囲内で設定）の引き上げ。
- ・公契約条例の周知 …労働者や市民への周知。職員の理解促進も重要。
- ・全国で生活保護基準を下回る労務報酬下限額が指摘されている自治体がある為、対応が必要となった。（多摩市ではなし）

6. 「公契約条例」に対する評価について（入札関係者から一般市民まで）

- ・当初、入札関係者からは労務台帳の提出について、全ての事業についてなのかとの危惧する声が上がったが、条例の対象金額を5,000万円以上、委託指定管理を1,000万円以上にすることで大半が納得を得られた。
- ・労務管理（台帳管理）は、多摩市にて作成された表計算ソフトに入札関係者入力を行い、不具合（入力ミス等も含む）が発生した時は色で分かるように工夫されている。
- ・労務報酬下限額は公表され労働者が見ることのできる環境で不具合の発生時には、多摩市に通告できることになっており、セーフティーネットが図られている。
- ・入札に関わらない一般市民については、直接的には関心度は低い。ただし、市役所が「最小の経費で最大の効果を挙げる」との観点からすると正しい作

業で正しく事業が行われることは市民にとっての関心ごとである。

□感想・所感

今回、公契約条例について多摩市役所での視察にて、一番に感じたことは、市長が条例制定をマニフェストに掲げて当選された後の市長からの指示により、条例策定をしなければならないと多摩市役所担当職員の皆さんが忠実に施行まで実行がなされたことであり、選ばれた市長の市政の最高責任者としての役割と市政に対する責任の重さを再認識致しました。

条例施行までには、多摩市公契約調査検討委員会を立ち上げられて、専門家としての古川弁護士への依頼、それぞれ主張の違う2つの労働組合、実務担当の職員を補助組織として編成されており、構成委員である副市長や部長が協議を行う上での重要な役割を果たされたものと思われます。

また、事業者アンケートを取られて、事業者（入札者）の本音を把握されながら多摩市公契約制度に関する審議委員会に繋げて行かれました。そして、自治体基本条例に則ってパブリックコメントを実施され、労務管理について、事業者側としての報告制度と労働者側としては、問題が発生した時に通報制度等、多くの方からの意見を集めて、条例の素案を作成されたと認識しています。

多摩議会としても平成23年9月議会総務常任委員会での進捗状況の報告から始まり、多摩市建設協力会参加者30人による懇談会を10月に開催され、事業者からの生の声（不安の声も）を再度聴かれて、11月議会にて総務常任委員会との公契約条例検討会を開催、12月議会に公契約条例案を上程し、12月21日全会一致で可決されました。（12月22日条例施行）

条例施行後は、平成24年1月に多摩市契約審議会を設置されて、労務報酬の下限額等の諮問、公契約条例に係る重要事項等を逐次審査会で検討されて現在に至っています。

公契約条例の趣旨として、多摩市は、『市が発注する公共工事、委託等に從事する「労働者の賃金や労働条件等の確保」を契約事項に加えた契約のことで、労働者の生活の安定を図り、「公共工事及び公共サービスの質を向上し、地域経済や地域社会を活性化する」ことを目指している。また、経営者にとっても、公正な競争機会の確保が図れるメリットがある』述べられています。

多摩市が三方両得（労働者、事業者、市民・住民）になるとの強い思いで制定に向けて動いた内容であります。すなわち、決定権を持たれた方が強い思いで決意すれば策定、施行ができるということであると思います。

草津市においても「公契約条例」が市長の強いリーダーシップで策定、施行できますことを期待するところです。

市民派クラブ 視察 「大和市文化創造拠点シリウス」 報告書

文責 宇野 房子

視察次第

日時 2019年2月5日(火)

午後2時～午後4時

場所 大和市文化創造拠点シリウス 202会議室

あいさつとお礼 八木 良人 ・ 奥村 恭弘

対応 岡崎 裕子 さま

(大和市役所 文化スポーツ部
図書・学び交流課 図書担当 係長)

平賀 進 さま (大和市立図書館 館長補佐)

金守 孝次 さま (指定管理者 やまとみらい総括責任者)

視察の目的

草津市では公共施設の老朽化に伴い、各施設の集約化や建て替え事業が進んでいる。

昨年文化振興条例が施行され、文化振興政策についても具体的検討に入るところとなっている。

草津市の図書館は県内でもトップの貸し出し数であるが、人口増加にもかかわらず貸し出し数が減少傾向にあり課題がある。

大和市における文化創造拠点シリウスについて学び参考としたい。

概要説明・会派からの質問 回答

- 文化創造拠点シリウスの構想の進め方について、産官学・市民連携などどのような方々がかかわって練られたのか。

再開発でバブル崩壊後一度はディベロッパーが倒産したが、市長の発想の転換から文化施設の再開発へ、市と地権者組合(マンション)で、2017年都市

計画に盛り込んで進めた。

行政が主導となったが、議会では特別委員会設置で、会派ごとに丁寧な説明をした。この施設上層部には当時の住民が残った人もあり、賠償金で転出した人にも同意を得られた。

H23年基本計画のパブリックコメントでは最多の意見であったが、大きな声を通ることなく、市長の「サイレントマジョリティ」を読み取ることの方針で進めた。

プロの設計者と市民ニーズの乖離が大きく、設計者との話し合いは繰り返された。

- 複合施設における各施設の連携についての進め方

参加6社による事業企画検討委員会を設置しテーマごとの連携をとり、大和未來が主導している「指定管理施設」で6社のJVで指定管理とする平成26年に指定管理とし28年施行した施設。

一時帰宅困難者受け入れ場所となる

- 施設運営体制について

人件費を安く効率よく企業独自の専門職（司書）を雇用するには、行政では困難であるが、シフトを組んで職員の6割が司書資格を有している。給与体制は6社共通の規定が設けてある。

有料の席（図書閲覧時・学習・こども保育）もあるが利用者は多い

- 市の総予算700億の約1パーセント（7億9800万）

- 図書館での自習等利用者の占有度合いについて

学生のテスト前

セカンドオフィスとしてビジネスマンの利用時間が長いので入館者が多い
不足時には他の部屋を開放する時もある

- 年代別利用者数

60代以上が多く、70代4割弱、40～50代2割、20～30代3割位
入管は想定より多く一年目より300万とうれしい悲鳴である

- 健康都市図書館の特徴

それぞれテーマ別のコーナーを設置 テラスもあり、健康の見える化

健康をキーワードとした、丸ごと図書館であり、健康キーワードが約1000
おひとりさまでも気軽にいつでも入退館できる

健康チェック、認知予防、できる高齢者向けコーナー 測定機器設置
チェック・予防・指導（保育士・管理栄養士・図書・イベント参加で交流）

●その他

商業テナントの床を貸し、カフェテラスを12か所、館内何処でも図書を持ち
歩飲食談話も可能で使い勝手よい。

市民の居場所として915席（有料席が85席）有料でも効率よく回転してい
る。

機器で自動貸し出しと返却が可能。

まち中には返却ポストが8駅あり利便性が良い

子どもの遊具・保育会社の2社が「げんきっこ」有料で運営

冊子に掲載していないもの（一部）



玄関のペッパーの対応や健康チェックはじめ接遇にも機器（IT）導入が多く見
られます。



本の活用に、検索、貸し出しリサイクル等々機器対応が多い



一人で楽しめるブース



返却口へ投入するとベルトで仕分けられ、人的作業が減少。

所感

本離れが進み、子どもも大人も思考する時間が希薄化してきている。特に子どもらに本を豊富に他分野にわたって触れさせる環境はどここの家庭でも可能ではない。保護者の時間や子どもらの放課後の時間の使い方も異なるからである。

ところが、本代がかさむ者にとってはこのような施設は重宝な場所であると思う。しかもここへ来れば図書ばかりではなく多面的に使える多年齢の方にとっても便利であるでしょう。

計画当初、社会の経済状況から頓挫を経験した後、失敗が許されないところからスタートしたが、今は想定以上の入館者が連日ある。

このような大きな施設を建て、市内から寄り集まるには、遠い市民もいらっしゃるけれど、回転よく動いているという。

草津市にこんな広大な総合的施設ができたとして、広範囲の方々が来るだけの魅力ある内容と 来られる交通手段網がなければ人口は増えつつあるが、どうなのかと思えた。

有料でも利用場所を確保して、本を読む、またはパソコン持ち込んで仕事する空間が欲しい、試験勉強がしたい等々要望があることが分かった。

利用の目的があれば、利用料を導入しても効果があがるであろう。

子どものコーナーでも市内外の利用料金を変えて活用できているのは、ある意味意外に思ったが、お客様が納得できる核となるものがあるからだろう。

市民ギャラリーでも、作品に当てる照明装置があり映えることは草津にはない。何とかこれくらいの設置は出来ないものかと考える。

楽器を無料としスタジオは有料で使えることでは、防音ができるので人気の部屋と聞いた。

とりあえずここに来れば独りでも社会参加できる一歩につながるということ、そして実際に動けるし、自分で操作して健康のチェック。もし、指導も受け利用次第では、飲食可能なので一日過ごせるように思う。

草津市の図書館も空調完備してあるので、夏場は新聞や週刊誌でも読みに通う高齢者が多く、い眠る方もいると聞く。ゆっくりとした時間はいいことであるが、そこに何かを加えることで、学べるものを取り込むことができればいいのではないかと感じた。

市民派クラブ行政視察報告書

(文責 土肥浩資)

1. 日時

平成 30 年 2 月 6 日 (水) 10:00~12:00

2. 場所

東京都 立川市 立川市議会委員会室

3. 対応者

立川市議会事務局次長 川瀬 成樹 様

4. 視察目的

「議会 ICT化」の取り組みについて

5. 草津市の課題

草津市議会では、昨年に議員に 1 台ずつタブレット端末を貸与し、文書管理システム (SideBooks) を導入しました。現在は、平成 31 年度からの委員会審議における活用といった本格運用に向けて、全議員がタブレットを操作できるよう、準備段階として使い方の研修を進めているところであり、本格運用後の活用方法等については、まだまだ試行錯誤の段階です。

今後、「用紙・印刷コストの削減」や「通知や連絡の即時化・省力化」「情報収集・検索」などの導入成果を出していくためには、議員個人のスキルアップやペーパーレスを図っていく必要があります。

6. 視察概要

別添資料「立川市議会クラウド情報共有システム」に沿って、立川市議会事務局次長の川瀬様より下記の通り取り組み説明をいただいた。

■ 立川市議会の ICT化進捗状況

- ・立川市議会では、タブレット端末 (iPad air) 33 台をレンタルし、議員全員 (28 名) と事務局 5 台で使用。
- ・クラウド (Side Book) の使用可能者数は 100 ユーザーを登録しており、執行部から議員に対して、事務局を介さずにデータを直接送付することが可能となっている。
- ・日々のクラウド掲載文書については、毎夕、事務局から議員全員に対してメールでお知らせを送っており、手間がかかっている。
- ・立川市議会が定めた使用基準に基づいて使用しており、議会活動に必要なアプリについては、議員個人の判断でダウンロード可能としている。また、有料アプリについては、議員個人の負担で許可している。

■ 維持管理費について

- ・タブレット端末通信料 (保守付レンタル、セルラーモデル 16GB)
3,252 円×1.08×33 台=115,901 円/月
- ・クラウド使用料金 (定価 ファイル容量 11GB、100 ユーザー)
初期費用：86,400 円 (税込み)
月額料金：91,800 円 (税込み)

■ 導入にいたる経緯

- ・平成 25 年 9 月に議会運営委員会で先進自治体を視察。同年 11 月に議会運営委員会協議会で逗子市議会導入事業者によるシステムの説明会を実施。さらに同年 12 月に同事業者による説明会を全議員を対象に実施し、議会運営委員会協議会においてシステムの内容説明、必要経費の概算、想定される運用方法、導入の方向性などの確認を行った後、事務局により予算見積書を作成し、議長決裁を受け、財政当局に提出する。
- ・平成 26 年 9 月以降、全議員を対象に事業者によるシステム説明や、会派ごとの操作説明会などの議員研修を実施。その後、フォローアップ研修も行い、習熟度向上を図っている。

■ 導入効果

- ・閲覧機能と携帯性に優れたタブレットとクラウドシステムの組合せにより、議員が議会または地域において議員活動を行う際に、タブレット一つあれば、ほかに紙の資料を持ち歩かなくても資料閲覧が可能となった。
- ・会議の議案、報告資料などの公開情報、議会事務局からの連絡等、様々な各種情報提供に要する時間が短縮できた。

■ 今後の方針・課題

- ・導入にあたって、紙の資料配布と併行して運用することとなっていたが、平成 27 年第 1 回定例会より一部の紙資料の削減を実施し、今後についてはさらに紙資料の削減を進めていくこととしている。
- ・現在、会議における PC の使用は認めていないので、会議における PC との併用。
- ・タブレット端末の通信機器としての機能の活用の拡大

7. 所感

議会 ICT 化の成果として期待できる「①調査研究に活用」「②印刷・用紙コスト削減」「③通知や連絡の即時化・省力化」「④計画書や各種提供資料の共有」等について、立川市議会においては、概ね創出できていると感じました。

一方で、段階的に完全ペーパーレスを進めて行くという方針があるものの、資料によっては未だに紙資料を用いていることがあり、完全ペーパーレスを実現するにあたっては、最初の段階で思い切って完全ペーパーレスにすることが必要ではないかと思えます。

草津市議会と異なり、議員各自で必要と思うアプリを、使用基準に基づいて、自己責任のもとダウンロードしているとのこと。草津市議会では各自の判断でアプリをダウンロードすることができないので、端末利用習熟度が比較的高い議員にとっては、①や③の成果を出そうとする上で不便を感じています。

クラウドユーザーを 100 名に設定し、各部局から議員に直接情報が提供されるのは、議会事務局の工数削減に大きく寄与すると思われるので、草津市議会においても、クラウドユーザー数を増加してもいいのではないかと考えます。